

『大日経』の「持明禁戒品」(六月念誦)について

蓮舎経史

はじめに

『大日経』の研究はマンダラであったり、教主論や一切智智であったり、あるいは戒などが主題として多く扱われ、経全体を総合的に検証し、まとめたものは意外なほど少ない。

本経「具縁品」以下では実践行がマンダラ行¹⁾を基幹として記述されているものの、その記述が各章品をまたいで複雑に構成されているため、各章品の整合性や相関関係などを判じがたいことが研究の妨げとなっていると考えられる。

一方でそのマンダラ行の次第説明の流れに割り込むように教理的な解説や諸儀礼などが説示がされている。それらが章品を超えて関係し合っているか否かを見極めることが、経典全体の整合性を整理することにつながると期待できる。

筆者はこの各章品の関係を整理する糸口として経中に散見する儀礼に注目し、その形態を分析することで経典内容の検討整理をすすめている。

本稿では「持明禁戒品」に説かれるという、悉地成就の法とされる「六月念誦」をとりあげて検証を試みる。

『大日経』における諸儀礼は本経成立後に大きな展開がないまま、早々にいわゆる「金剛頂経系」の儀礼にとって代われ、整った儀礼として伝えられなかったといわれる。しかし一方で、後代の注釈書等によりいくつかの供養法や成就法等が整理されている。特に本邦では諸尊への供養儀礼や真言陀羅尼の念誦等が組み合わさって「五字厳身観」「一月念誦」「三月念誦」といった名を付けられたうえで、独立した行法のごとく認知されている状況も認められる。

ここでとりあげる「六月念誦」もそのひとつで、経中の「持明禁戒品」において説示がなされるとされる。『大日経疏』では「六月持誦法」²⁾と名付けられ、『広釈』においては「住処はいかなる処かという問いに対する答え」³⁾として解釈が加えられる。しかし現行ではその名前のみが知られ、独立した行法として伝承されていないようである。また加行や灌頂に関わる儀礼

や諸尊法あるいは通常に行われる葬送儀礼や回忌供養等の次第の中で明確にその存在を指摘することはできない。

辞典等によると、まず具名を「六月念誦成就」という。「持明禁戒品」に説かれる成就法であり、a,va,ra,ha,khaの五字を観じて胎蔵五仏の悉地を成就するための秘法であるとされる。そして同じく五字を観ずる「五字厳身観」(五輪成身観)は豎に重立するが、この六月念誦は前後異時に修することに違いがあるなどとされる。

その具体的な次第は初めに第一月において内五股の印を結び、方形黄金色の壇を観じて自身を a 字とする。臍より出て鼻より入る a 字を観じながら氣息を整え、乳を飲んで身を資く。またこれは東方宝幢仏の三摩地であるとされる。第二月は八葉開蓮印を結び、身を円形白色の va 字として、出入息もまた va 字とする。つねにこの字を誦して食とする。この月は西方無量寿仏の三摩地とする。第三月は大慧刀印を結び、ra 字を誦しながら三角赤色の火輪を想い、呼吸と自身を ra 字に観じる。施与された物あるいは ra 字を食とする。これは南方宝生仏の三摩地であるとされる。第四月は転法輪印を結び半月形を観じて自身を ha 字とし、呼吸もまた ha 字と観じこれを食とする。これは北方天鼓雷音仏の三摩地とする。第五月は修生の大日、第六月は本有の大日如来の三摩地となる。第五月には a,va 合成の kha 字を出入の息としてこれを食し、印は組まない。第六月は ra,ha 合成の kham 字を誦し、またこれによって身を資くとする。

またこれらは『大日経』、『大日経疏』、浄厳(1639-1702)の『大日経持明禁戒品中六月成就秘訣』⁴⁾等を参照したとする。しかし、本経ではおよそ簡略にしか述べられず上記のような内容は見当たらない。『大日経疏』では丁寧に所作が説明されるが、それに対する解釈は加えられていない。「六月念誦」についてある程度まとまった内容が説かれたものが、特に東密では浄厳の『六月成就秘訣』である。その冒頭で、「是、胎蔵五仏の悉地を成ずる秘法」といい、さらに「五大成身観の如し」とあるように「六月念誦」は真

言宗の根幹にかかわる極めて重要な修法であり、本尊瑜伽、自身成仏にいたる非常に重要な行法であると位置づけられている。ただし、これは「羽陽の海慈闍梨、起草」のものに浄厳が本経や他の経、あるいは注釈書等からの引用を加え整理したものである。なお、浄厳より時代を大きく遡り、台密の安然(841?~915?)が記した『胎藏界大法對受記(以下、對受記)』では「六月修法」と項目をとり六月念誦法の修法次第が詳細に解説されている⁵⁾。しかし各所作に対する思想的根拠の説明は乏しい。安然は『對受記』を含む儀軌や関連の印信を道海大徳および權僧正大和上(遍照、816~890)から授かったとしている⁶⁾。なお、この道海大徳がいかなる人物か詳細は不明である。浄厳のいう海慈闍梨と同一の人物であるという可能性もあるが確認はできない。

以上のように辞典等では「六月念誦」は『大日経』『持明禁戒品』を典拠としているが、本経では極めて簡潔にしか説かれておらず、具体的な解説はすべて後代の資料によっている。

なお「六月念誦成就法」の典拠とされる「持明禁戒品」では、世尊が禁戒の内容として六つの月に区分した儀礼を簡潔に説いている。

以上のように「六月念誦」は本経ではその内容が簡潔にしか説かれず、『大日経疏』から『對受記』『六月成就秘訣』へと連なる後世の資料で具体的な行法を補っている。本稿ではそれら後世の資料を時代を遡って分析し、ブツダグフヤの『広釈』も併せて考察した後、本経の「持明禁戒品」においていわゆる「六月念誦法」の原型を探り、六月念誦法の成立課程を解明し、ひいては今後の『大日経』本経の構造解明を進めたい。

1. 「持明禁戒品」について

1-1. 「持明禁戒品」の構造

「持明禁戒品」は秘密マンダラに関わる説示がなされるいくつかの章品に続いて記されており、漢訳では

「秘密八印品」の次に編入されている。一方、チベット訳では「秘密八印品」に代わり「入秘密漫荼羅位品」に相当する「秘密のマンダラに引入せる広大章」⁷⁾が挿入されている。およそ秘密マンダラに関わる章品とその順序の異同は以下の通りである。

漢訳とチベット訳の内容に大きな相違は無い。それぞれの章品概要は、「秘密漫荼羅品」では、まず毘盧遮那世尊から秘密マンダラの分位と種子と標幟を説くと言われる。秘密主はその説示に先立ち請問し、世尊はその問いに応じて、阿闍梨や世間のマンダラや蘇多羅や供養、さらに護摩や諸真言、灌頂などを略説する。その後、秘密マンダラの印と形相と分位を説く。「入秘密漫荼羅法品」は真言遍学者は秘密マンダラに通達して、それを解せば諸々のマンダラもまた同じく自在とすると説いている。「入秘密漫荼羅位品」では世尊から金剛手菩薩へ大蓮華王を中央にしたマンダラが解説される。秘密マンダラの構造解説はここで完結しているとみなせるだろう。「秘密八印品」では毘盧遮那世尊が諸大衆を前に執金剛秘密主に対して、最秘密の八種の印とそれらに相応するマンダラの相と真言を告げる。これを修して真言門における菩薩は本尊と同じ悉地を得ることとなる。これらは最勝秘密のことであってみだりに人に教えるはならないとしてこの章品は終わっている。漢訳ではこれに続き「持明禁戒品」が説かれ、次に「阿闍梨真實智品」では持金剛が大日世尊に諸マンダラの真言の心髓と、阿闍梨とはなにかを問う。これに対して大毘盧遮那はいわゆる a 字より諸真言が流出するとして、これを本初と説く。そして、この教法において広大智を解せば阿闍梨と為すとする。

「持明禁戒品」(マントラの禁戒における階層についての章)⁸⁾で説かれるのは、金剛手から大日世尊への禁戒についての問いかけであり、それに答える形で六つの月⁹⁾に区分した説示がなされる。

ここでまず以下のように「持明禁戒品」の文章をその内容により分けし番号を附した。

①金剛手から大日世尊への請問：爾時金剛手~仁中尊証知

[漢訳]

- ・秘密漫荼羅品第十一
- ・入秘密漫荼羅法品第十二
- ・入秘密漫荼羅位品第十三
- ・秘密八印品第十四
- ・持明禁戒品第十五
- ・阿闍梨真實智品第十六

[チベット訳]

- ・秘密のマンダラについての広大章
- ・秘密のマンダラに入る章
- ・秘密の八印を説く章
- ・秘密のマンダラに引入せる広大章
- ・マントラの禁戒における階層についての章
- ・阿闍梨の真實智の章

- ②薄伽梵毘盧遮那の返答：是時薄伽梵毘盧遮那～禁戒量終竟
- ③第一月の説明：最初金輪観～能調出入息
- ④第二月の説明：次於第二月～而服醇淨水
- ⑤第三月の説明：次於第三月～而生身意語
- ⑥第四月の説明：第四月風輪～摂心以持誦
- ⑦第五月の説明：金剛水輪観～等同三菩提
- ⑧第六月の説明：和合風火輪～亦捨利非利
- ⑨功德等の解説：梵釈等天衆～同於觀世音
- ⑩結語：経逾六月已～悲愍而救護

以後この番号にそって「持明禁戒品」の内容を概観していくこととする。

1-2. 「持明禁戒品」の内容

①の請問の内容は禁戒等についての質問である。経本文では、まず禁戒と尸羅と所住を問い、さらにどれだけの期間、どのような行いをすれば彼の威徳と悉地を得るのかを尋ねる。つまり請問として具体的な禁戒の説明を望んでいるのである。その禁戒とはマントラを唱えるにたる資質の者、すなわち真言行者となりうするために行う禁戒ということになる。

漢訳の訳出と同時期に編纂された『大日経疏』における戒についての説明では尸羅 (śīla) と没栗多 (vrata) のふたつをあげ、ここでいう禁戒は時月を限った制戒であるところの没栗多であると説いている¹⁰⁾。この『大日経疏』の説明によって「持明禁戒品」で記述されている禁戒が vrata から訳出されているということがいえる。

vrata とは辞書に禁や戒等のほかに生活様式、宗教的儀式、あるいは義務や掟、さらにはそれに対する決心などとし、また望みをかなえるための誓いや戒めでもあり、苦行や断食、節食等もさす。このような側面からインド文化に根ざした社会的秩序や道徳ともいえるようであり¹¹⁾、法なども訳すことが可能である。総てをとりまとめれば聖俗織り交ぜて人が何かを望み、それがかなうまで自らを律するきまりとその実行といえるだろう。

チベット語では vrata に対して བརྒྱལ་ལྷན་ལོ་སྦྱོར་ という訳語が用いられことが『翻訳名義大集』で確認できる¹²⁾。本章品でも漢訳の禁戒にあたる箇所ではみな同一に བརྒྱལ་ལྷན་ となっている。このことから vrata すなわち བརྒྱལ་ལྷན་ とみなしてよいだろう。ただし先述の通り vrata には様々な語意があり、ここで漢語の禁戒とチベット語の བརྒྱལ་ལྷན་ が同一の原語 vrata であったとしても、二つの訳語がまったく同じ意味であるとはいえないだろう。なお、『広釈』においては བརྒྱལ་ལྷན་ に対してくわしい解釈は記されていない。以上から品名に

もある禁戒を戒の類いと確定することはできないだろう。

ここで明について言及しておきたい。vrata の捉え方で明すなわち vidyā の意味合いも微妙に異なってくる。つまり vrata を望みをかなえる誓戒として苦行や断食とみた場合、vidyā をインド宗教における学識、すなわち五明としての明ととらえられないだろうか。この後検証する「六月念誦法」には節食や断食とみなされる言説もあり、このようなどらえ方も可能性が無いわけではない。しかしながら当然、vidyā には無明に相對するもの、すなわち煩惱を払う仏の智慧という意味や、さらには明咒すなわちマントラであるとする可能性も持てるのである。『大日経疏』においては明に対する解説は見当たらない。『広釈』では冒頭で「明というのは真実の義の如くに思われ、如実の智とそれから導かれるマントラと印に対してもそうである」¹³⁾ とことわっている。章品名における「マントラの禁戒」つまり「持明禁戒」からは少し意味合いが広がるものの、如実の智であるところの明咒ということとなり、あるいは統合して「仏の智慧とおよびそのマントラ」ということができるだろう。

さて②の返答部分ではこの禁戒に正覚の如く住したことで悉地成就し世間を利する、菩提心と法と修学の業果が一相となり衆生利益に通達すると説かれる。漢訳を見ると

所説殊勝戒 古佛所開演
緣明所起戒 住戒如正覚 令得成悉地

とあり①の問いの最後にあげられている

願佛説其量 先佛所宣説 令得於悉地

という願文に対応している。つまりここでいう悉地を得るために正覚の如く住する禁戒とは、直前に述べたところの明 (仏の智慧とマントラ) の領域より生起した禁戒であり、この章品の主題そのものということになる。

一方チベット訳での該当箇所は次のように記されている。

འཇིག་པའི་བརྒྱལ་ལྷན་ལོ་སྦྱོར་བའི། །བརྒྱལ་ལྷན་ལོ་སྦྱོར་བའི་ན་བཞུགས།¹⁴⁾

ここで漢訳にみられる戒という用語と同様に བརྒྱལ་ལྷན་ という用語が二度繰り返される。漢訳では④すなわち⑥とする文意がみられる。しかしチベット訳を直訳すると「明の禁戒から生じた、禁戒に仏の如くに住する」となり、漢訳と違い禁戒 (④) からさらに禁戒 (⑥) が生じるという二つの禁戒があることになる。ならば、果たして主題に沿った禁戒は④⑥どちらになるだろうか。この章品の主題はほぼ品名の通り、明(仏の智慧とマントラ) から生起した vrata を説示するこ

とであり、この vrata は仏の如くに住する vrata、すなわち六月念誦ということになる。つまり最終的に⑥を説示することが主題であり、それが六月念誦である。ところで原語 vrata に対しては様々な訳語や概念が与えられることはこの節の初めに述べた通りである。そして、あらためて④⑤に対する概念や訳語を再検討したとき、章品の主題であるところの六月念誦はつまり⑥であるという経緯が確認される。よって、⑥は禁戒ではなく六月念誦という宗教的儀礼であると想定できる。その儀礼が何に基づいて成り立っているのか。それは明による禁戒であり、ここでいう④の箇所にあたる。

どちらにしても、①②における対話は何らかの禁戒に対するものである。それは章品の並びから、先述されている秘密マンダラへの導入に関係することが予想される。しかしそのような章品間の直接的な連携を内容から導き出すことはできない。言葉を替えれば、ここから新たな展開をなしているということもできるが、こういった章品の構成は他の箇所でも多く見られ

ることであり、そのような複雑な面が本経の特徴とされることは冒頭で触れたとおりである。

③～⑧はこの章品の中核をなしている禁戒すなわち「六月念誦」の具体的な説明がなされているはずである。しかしながら、その内容は極めて簡潔といえる。行法次第としての秘密性を持たせるのであれば「八印品」に見られるような「輒く人に授与すべからず」¹⁵⁾ というような但し書きがあってもよさそうだが、前後の文章にもそのような箇所はない。全体を通して指定されてくるのは観想の対象であり、それさえも何を示しているのか注釈書を頼りにしないとわからないほどの簡略な書き方である。

また章品名のとおりであれば戒律を羅列してあってもおかしくないのだが、戒としての決まり事を説いているように考えられる部分は限られており、⑦⑧においてはそのような為すべきことが記述されておらず、また⑦の段階ですでに成仏することを示唆する記述も見受けられる。注釈書の内容も含めた細かい分析は次

【六月念誦法】

	観想対象	印	規 範	結 果	その他
一月	金輪 [དབང་ཚེན་གྱི་ནི་དངོས་པོ་]	金剛印 [རྗེ་རྗེ་ཙན་གྱི་རྩི་]	乳を飲む [ཟས་སུ་རྟུག་ཏུ་ལོ་ལ་འཐུང་]		<ul style="list-style-type: none"> ・大因陀羅に住す [དབང་ཚེན་དྲུག་ལ་འཁོར་ལ་གནས་] ・呼吸を調える [漢訳のみ] ・$\text{མྱོག་དང་རྩི་ལ་ལ་རབ་འགྲུམ་མས་}$ (一心不乱に持誦する) [チベット訳のみ]
二月	水輪 [ཐུ་ལི་དྲུག་ལ་འཁོར་]	蓮華印 [ལད་མའི་ཕྱག་]	醇浄水を飲む [ཐུ་རྟུང་]		
三月	火輪 [མི་]	大慧力 (印) [ར་ལྷི་ཕྱག་]	不求のものを食べる [མ་སྒྲུང་ས་པ་ལི་ཟས་ཟ་]	身意語より生じる一切の罪が焼滅する [[ལུས་དང་ངག་ལྡིང་ལས་ལྷུང་པོལ། སློག་པ་ཐམས་ཅད་པསློག་པར་བྱ།]	
四月	風輪 [གཞི་]	転法輪印 [འཕྲོར་ལོལ་ཕྱག་]	つねに風を飲む [ཟས་སུ་རྟུག་ཏུ་རྩེ་པ་ཟེལ་]		<ul style="list-style-type: none"> ・集中して持誦す [མཉམ་པར་གཞན་སློག་པར་སླེགས་པ་བཞུགས་]
五月	金剛 (輪) 水輪 [དབང་ཚེན་དང་ནི་རྩི་རྩི་དངོས་པོ་]			<ul style="list-style-type: none"> 得非得から遠離する [རྟོན་དང་མ་རྟོན་རྩིས་སྤངས་] 行者は執着が無くなる [སློག་པ་ལ་ཀུན་ཏུ་ཚགས་མེད་] 三菩提と等しくなる [རྩིས་པོལ་མངས་རྩིས་པོལ་ནི་དུ་འགྲུར་] 	<ul style="list-style-type: none"> ・瑜伽 (五月以降か?) [རྩིས་པོལ་ར་གཞི་ལ་]
六月	風輪 火輪 [རྩི་དང་མི་]			<ul style="list-style-type: none"> 過患が無くなる [ཉིས་པ་ཀུན་དང་རྩིས་སྤངས་] 利や非利が無くなる [རྟོན་དང་མ་རྟོན་རྩིས་སྤངས་] 	<ul style="list-style-type: none"> ・また一月持誦する [ཞུ་བ་གཞན་ལ་བཞུགས་པ་རྩིན་]

節以降に行うとして、ここでひとまず一月から六月までを本経に従い表にまとめた。

⑨は①で示される

修行幾時月 禁戒得終竟 住於何法教 而知彼威徳の部分に対応すると思われる。本経の説明では人、天、神などから恭敬され守護を受け、障者、羅刹等を遠ざけたうえでこれを随わせ、さらに大執金剛のように調伏をなし、観世音と同じく諸生を饒益するという剛柔両相が顕されるとする。このような利益を直前の六月に渡る行法に対する結果の記述として、③～⑧に続く文脈と捉えた場合、戒を為すことによるのみ得られるとは考えづらい。しかし、ある修法の結果としての守護等の功德というのであれば他の章品でも散見され、ここでも⑦で示されるように成仏にまで至る修法であるとすればこのような功德もありえるだろう。

最後の⑩において六月によって果を成して、常に自他を悲愍して救護するように結んで、この章品は終わる。ここではっきりと「六月を経て」といっているの間違いなく③～⑧に対してのまとめのことばである。

以上のように「持明禁戒品」本文は十項目に分けられる。前章「秘密八印品第十四」あるいは「秘密のマンダラに引入せる広大章」との連携は新たな文章の展開ということであれば問題はないだろう。しかしここで述べられる禁戒等が秘密マンダラの行にどう関わっているのかは確定することはできない。

①②は単純な問答形式であるが、「六月念誦法」の説明がはじまる③へと続く文脈には疑問が残る。つまり①では禁戒や尸羅等の説明をもとめているのに対して、③以降では観想法の手順を述べているように見られる。続く⑨は功德を説いているがこれが禁戒の結果なのか、「六月念誦法」の結果なのか確定はできない。⑩は「六月を経て」との明記により「六月念誦法」に対する結語といえる。

2. 「六月念誦法」の検討

2-1. 「六月念誦法」に対する注釈について

まず、「六月念誦法」の内容を注釈したものを各月ごとにみていく。注釈書は『六月成就秘訣』『對受記』『大日経疏』および『広釈』の順に遡りながらまとめていく。

2-1-1. 第一月について

浄厳の『六月成就秘訣』では、まず方形黄金色の壇を観じ、続いて自身を a 字としてその壇を満たすとし、a の音は諸々の音声の本初であり、さらに心であり地

大であるとして菩提心決定の堅固性を意味するためであるとする。また因陀羅とは青色の宝であり堅固である故に地大であると補足を加えているが、このような解釈は今回見た他の注釈書にはなく浄厳独自の見解と思われる。出入息については黄色の a 字を喘ぐように臍より出し鼻より入れることを繰り返すとする。「乳を飲むを以て身を資く」とは、乳は五味の初めの物であり菩提心もまた五転の初めとして同じ義であるためと説く。さらに浄厳は残る月をそれぞれ修行、菩提、涅槃、方便究竟（本有、修生）または東西南北中に配当する解釈をしており、この六月念誦を五転に配当した菩提心向上の修行過程とみなしているようである。

安然の『對受記』でも a 字を用いた観法を説くが a 字を使用する理由の説明はない。また金輪も金剛輪と記載される。印は五鈷印を結び a 字三遍を誦すとする。

『大日経疏』でも金剛を観じることとなっており、これは黄色の方マンダラであるとする。このマンダラという用語は、いわゆる五輪の輪という意味であろうことは文脈から予想できる。自身は a 字とする。

『広釈』はまず大自在の輪に住して明真言の禁戒 (ॐॐॐॐ) を行ずることを説くとことわりが入る。このような前置きは第五月第六月にも加えられている。また一ヶ月の念誦を説くが具体的な真言等は示されていない。なお念誦についてはすべての月に説かれている。

2-1-2. 第二月について

『六月成就秘訣』では身を白色円形の va 字となして円壇の中に住し、出入の息は va 字を想い、つねに va 字を誦す。また水のみを服するのは、法喜の食ゆえとする。さらにこの位は西方無量寿仏の水大であると示してからその引証を『大日経疏』¹⁶⁾ や本経¹⁷⁾ から、自性清浄でありすべてを摂集し、また衆生を歡樂させるといふ両者の共通性をあげている。さらに上根上智の人ならば一月の成就で二月も成就することを兼ねるとつけ加えている。

一方『對受記』ではまず観じる壇は九重の水輪円形壇であり、その上に vam 字¹⁸⁾ を安じて、vam 真言三編を誦し、出入息は白真言を以てして水を服して他に食さずとする。これらの説は『大日経疏』から多く引用されている。

『広釈』には細かな解説が無い。水輪に住することを説いたものと明記し、水輪の種子の声の修習により、自らの身体を水そのものとする瑜伽行と解釈している。その対象は尊格ではなく水ということになる。

2-1-3. 第三月について

『六月成就秘訣』は、まず三角赤色火輪を想う。そして自身を ra 字三角に赤色と成して、火輪の中に住しながら、火輪と自身を同体として、大慧刀の印を結ぶ。ra 字を誦して、出入息もまた赤色と観じるとする。「不求の食」の説明には、『大日経疏』からの引用に加えて、ra 字火大とは南方の宝珠であり、これは自徳円満であるため自らほかに求めての乞食を必要としないとする。またこの宝珠の光明こそが智火の光炎であり、つまり火大の義であると説いている。また「一切の罪が焼滅ししかも身意語を生じる」ことを解説して、不二知見、生仏一如の智に触ればすべては法身妙極の三密であるとしていることから、浄厳はこの身意語を三業ではなく三密と捉えているようである。

『對受記』は、初め三角火輪壇のうえに ram 字を安じて同じく大慧刀印を結びラン真言を三遍誦す。食については縁があれば食すとし、さらに義をすすめればそれは乳水等であるという。さらに乳水等を摂るのを浅略釈であり、ram 字を服するを深秘釈であると説く。ほかの解釈については『大日経疏』を引用している。

その『大日経疏』では火輪を三角赤マンダラと称す。また食については、望まれて施与されたものを食べ、そのようなものがなければ ra 字のみを食せと説く。

『広釈』ではまず火輪に住することを説く。「乞わざるものを食す」とは火の善悪、美醜、好嫌等すべて差別なく焼き尽くすという特性ゆえと解釈している。剣印を用いるのもやはりすべてを切り刻む義であるとする。

2-1-4. 第四月について

『六月成就秘訣』では、まず黒色半月形の風輪を想い、自身を黒色 ha 字として風壇の中に住するとする。そして出入息を ha の声とし、それを食とする。息風の所作として転法輪の印を用いる。ha 字については北方天鼓雷音の變化身であり、また因縁業果の義による涅槃果であるとする。さらに金剛手と釈迦牟尼を同体¹⁹⁾として転法輪印すなわち金剛薩埵印を釈迦如来と結びつける。風大 ha 字を食とすることについては、世の道士が霞を食べることと同じであるという。また黒色を用いるのはすべての色の極みは黒であり万徳の極みたる涅槃もまた黒であるとの解釈を加えている。

『對受記』はまず半月風輪壇のうえに ham 字を安じて ham 真言を三遍誦す。印相や食について本経のままである。解釈については『大日経疏』をそのまま引用している。

『大日経疏』では所作について色黒の側月や ha 字を

用いること以外は上の如しとする。風を飲み、ha 字の出入息を食することについて、外道が気を飲むこととは違うというのがその解説はない。

『広釈』ではまず風輪に住し自身もまた風とする。食は内なる風を喉で止めるといえば飢渴はなくなるとする。

2-1-5. 第五月について

各注釈書ともこれらの二つの月をすでに大日如来の境地として扱っている。『六月成就秘訣』では所作を『大日経疏』から引用したのちに以下のように解説を加えている。方円壇の中に坐して自身と壇を一つと観るとする。壇の中央に座るのは大日の位を示す。真言は a、va を合成した kham 字であり、壇形は方円相入する。va は金剛で遮情の無相、a は胎蔵で表徳の有相を示す二相一体の大空を義、いわゆる金胎不二の義とする。印を用いないのは空は無定であり、また手印が無くても身は挙動住止すべて印、すなわち無相の身密であるとする。出入息については出息を a 入息を va として、a は修生 va は本有の故と解説している。

『對受記』は四角金剛輪壇(地輪壇)のうえに円形水輪壇を観じ、a 字は地輪に vam 字は水輪に安じ、地輪には五鈷印、水輪には蓮華印を用いるとする。印の使用については海大徳の伝だが、印相の説明については権僧正大和上の説をとりあげ、金剛は方壇また a 字また五鈷印、また水輪は円壇また va 字また蓮華印としか記述していない。続いて真言については先ず a 字印を結んで a 字真言を三遍、次に vam 字印を結んで vam 字真言を三遍誦し頂で散ずとしている。

『大日経疏』はまず方黄マンダラを作しその内に円白色マンダラを作してその中に座る。自身の臍より下を黄色に上半身を白色とする。印は作さず、呼吸は a、va 二字をなして、一切の食を断つものこの二真言の出入息を作して食となすという。そして第五月以降に無着離我の行を修して仏と同じとする。

『広釈』は身体に対する観想を他の注釈書のように色のみでなく、その自性にまで思惟をめぐらすこととし、また食べものに関して水と乳を飲むものとしている。さらに得非得からの遠離とは得なくても不快にならないことと説く。執着が無くなることや菩提と等しくなることなどに対する言及はない。

2-1-6. 第六月について

『六月成就秘訣』ではまず風輪半月の中に三角火輪壇が有ると想い、臍より下を半月黒色、上を三角赤色に想い半月三角壇に坐して一体となる。出入息は ra、

haの二字を誦してまたこの明のみを食す。風は一切の塵埃を吹き払い、火は垢穢を焼き尽くすことから諸々の過患がなくなるとする。

また第五月は修生の大日、第六月は本有の大日であるとする。さらに第四月までは胎の四仏であり四方であり四大である。さらにこれらを総じて大日として数えれば胎の五大五仏となるとする。一方、第五月第六月は金剛四仏とし、同じく総じて大日として数えれば金剛の五智五仏となるとしている。このように六月成就すれば「六大法界に契証して両部の衆聴を円備する」と説く。そして最後に第五月を因果不二、第六月を智慧一如であると締めている。

『對受記』の次第説明は、まず半月風輪のうえに壇三角火輪壇を觀じ、風輪上に ham 字、火輪上に ram 字を安ずる。ham 字印すなわち転法輪印を結んで ham 字真言を誦し、次に大慧刀印を結び ram 字真言を誦して三遍頂で散ず。印相については權僧正大和上の説を加えて、風は法輪印、火は法界生印とも記している。このように安然は第五月同様、他の注釈書に見られない印相を指示する。また食については、ha、raを用いるとする。

『広釈』では第五月同様身体はその自性にまで思惟するといひ、食は風と火だが求めること無く少くすべしと説明する。

注釈書に於いては各「輪」に対して種字を適合させ対象とすることにより、觀法としての様相が顕著に示されているといえる。

『六月成就秘訣』は、修法次第をおもに『大日經疏』からとり、それに思想的解説を加える構成となっている。著作年代がかなり新しく、浄嚴自身の考えや本邦で展開されてきた教理等が反映され、金胎不二や六大等の思想がみられることが特徴といえる。特に六大思想との結びつきは当然大師以降の考えである。たしかに『即身成仏義』で引証されているように本經内の他の章品においてそれらを連想させる記述が全くないわけではないが、本章品において「六月念誦」が六大思想に帰順することは確認できない。また第五月における a、va を合成した kham 字を真言とすることは『大日經疏』にもみられない点である。

『對受記』は『大日經疏』や海大徳および權僧正大和上から説かれたとされる修法次第を併記したものであり、相互に異なる説明も記されている。第五月第六月での印の使用が他の注釈書と大きく異なるが、その解釈については述べられていない。また真言をとえ

る数なども『大日經疏』や『六月成就秘訣』にみられない解説である。海大徳および權僧正大和上からの伝とすることも多く、台密での相承と思われる。

ところで、安然の海大徳伝とする記述と浄嚴の海慈闍梨記とする記述には相違がみられる。『對受記』に記される種字の空点や真言を誦す遍数などは『六月成就秘訣』にはみられず、第二月の水輪壇を九重に作することも相違がある。さらに『對受記』では第五月第六月において印を結ぶとするが、『六月成就秘訣』では理由まで明記して印を用いないでいる。これらのことから浄嚴のいう海慈闍梨と安然に修法を伝えたとされる道海大徳が別の人物であると想定できる。

2-2. 本經における「六月念誦法」について

次に、本經に示される「六月念誦法」をまとめていく。各月の説明は決して長いものではなく、表にしたように簡潔で単純なものである。共通する項目は觀想対象である。印相については第一月から第四月までしか説かれず、肝心の禁戒として認識されるような行いは食に関するものの注意として同じく第一月から第四月までにあげられている。各月で得られる結果とおぼしきものについては第五月以降に多くあげられる。その他、分類のむずかしいことがらいくつかあるが、それらは禁戒としてとらえることはできない内容となっている²⁰。

続いて各月ごとに細かく見ていくとする。

2-2-1. 第一月について

漢訳では觀想対象は金輪となっている。ではこの金輪とは何か。須弥山思想の金輪、水輪、風輪が疑われるが、第三月の火輪を適応させることができない。ならば四大が適応されるだろうか。これも金輪という用語が直接的に地大に結びつくことはないようである。他の修法では水輪、風輪、火輪等と並んで大金剛輪という表記もされており、あるいは単純に金剛を略しただけかもしれない。

チベット訳では大自在の実体となることとし、觀想対象が大自在と具体的に示されている。印は持金剛印を用い、調息に関する記述がないほかは漢訳と同じである。

漢訳チベット訳を並べ見た場合、大自在を金あるいは金剛と言い換えが可能かどうか問題となるが、直接的な関連づけは難しいようである。

漢訳において金輪がいかなるものか推察することは困難であり、続く文章がこの金輪觀という觀想を説明しているとみなしたほうがよいだろう。

まとめると金輪あるいは大自在のあるべき行法はい

かなるものかということであり、大因陀羅（大自在）の境地に依住することで自らを金輪（大自在）となす成就法ということができるのではないだろうか。

2-2-2. 第二月について

第二月は本文自体が短く漢訳、チベット訳ほぼ同じ内容である。水輪を得る為には蓮華印を結び、そして浄水を飲むとだけである。

第一月に比べると内容はわかりやすいが、わずかに四偈だけときわめて短く、話しの展開も乏しい印象を受ける。浄厳が触れているように第一月の付属と捉えてもまったくの間違えとはいえないように思える。

2-2-3. 第三月について

ここでいう勝妙火輪の観とは不求のものを食べ大慧刀印を結び、そして一切の罪が焼滅することである。おそらく罪が焼滅するというのはこの行の結果としてであろう。この一切の罪は漢訳書き下しでは「しかも身意語を生じる」と反意的に接続するのが一般的なようである²¹⁾。しかしチベット訳においてここは「身と語と意から生じた一切の罪を焼く」²²⁾として、一切罪の説明としての「身意語より生じた」としているようである。この違いは身意語の解釈の違いによるものであろう。『広釈』による説明では「このような（火の）三摩地に於いて誦せば、身と語と意三門からの罪過の業の習気は心に集まり、そのことより成り立つだろうことをいう」と述べる。習気が心に集まるのがなぜ罪過を焼くことになるのか、この文章だけでは解しがたいがこれ以上の説明は無い。しかし、その罪過の業が身語意の三門からなるすなわち三業であると捉えられている。『大日経疏』や『對受記』ではこの部分に関して解説はしていないが、『六月成就秘訣』では前述の通り、身意語を三業ではなく三密と捉えているようである。

この月は第二月とおなじく内容はわかりやすい。しかし前述の通り漢訳とチベット訳との身語意の捉え方が三密か三業かで異なり、そのため二訳の間でも解釈に若干の違いが生じてくる。もし三密と捉えるならば一切罪過が焼滅してなお、仏としての身口意を生じる方便行という新たな段階にまで言及しているといえるのではないだろうか。ただし、『大日経疏』等は「生身意語」に対する解釈をしていないことから、身意語を仏の三密とすることは確定できず、あるいはチベット訳や『広釈』のように有情の三業とすることも可能である。

2-2-4. 第四月について

本経では心集中して持誦するとの文言があるが、これがこの第四月に於けるものか、または各月を通して持誦するのかわでこの修法全体の様相が変わってくる。チベット訳では秘密真言を誦すとしており、もし密教的三密行に帰順するのであれば各月にわたる行法と考えてよいだろう。

2-2-5. 第五月について

残る第五月第六月は前の四つの月と異なった性質を持っている。それはまず観想対象が一度に二つとなっていることや、印を用いないことがあげられる。またこの観想は瑜伽に住するに依るとあるが、注釈書等に瑜伽に対する解説はない。あるいは各月を通じてのこととも考えられるが菩提に同等と明記されていることから、この月では「三菩提と等しく同じ」というように成仏することが示唆されており、瑜伽も仏との合一を示していると考えられ、この月以降、戒といえるような記述はみられない。

チベット訳は観想の一つを第一月と同じく大自在としているが、ほかは漢訳と同じである。最後に円成仏の如くになるとしてここにおいて漢訳同様、成仏に至ること示している。

2-2-6. 第六月について

本経に於ける第五月第六月を並べ見たとき、その記載内容はそれぞれの月について解説しているというより、第五月以降の記載でもって六月修法全体を通しての総括を説いていると見受けられる。それは観想対象に前の四つの月それぞれに対応している金剛、水、風、火輪をまとめてあげていることや、第五月の時点で成仏を果たしていることから予想される。さらに印相は示されず、結果のみを記載する内容からもすでに一つの修法が成就していると判断できるだろう。

本修法をまとめると、③～⑥ではそれぞれ金輪、水輪、火輪、風輪の観想を目的とした、印を結び節食をして念誦するといった行為を説明する。⑦⑧では金水輪、風火輪において過患や執着、利非利を無くし菩提と等しくなるというように、その結果を示している。このことから、全体構造をみると③～⑥の修法部分と⑦⑧の成就部分との二部で成り立つといえる。どのような真言を唱えるのか指定されていないものの③⑥および⑧において持誦するようにと説かれている。また、各月に共通して何らかの「輪」を観るものの説

明がされていることがわかり、全体を通じて観想法の体をなしているようにみられる。

また⑦⑧の記述は結果としての成仏といえるものであり、戒に対する言及は無い。このことからすくなくとも「六月念誦」の六つの月すべてが戒律を説示するものとは言い難い。

あるいは瑜伽成仏を成就目的とした場合、観想の意、印の身、記述が十分ではないものの持誦の語とした三密行と見立てることもできるだろう。

まとめ

本稿では『大日経』に散見する儀礼のひとつである「六月念誦」をとりあげその形態を分析した。それは各章品の整合性を見極め、最終的に本経の内容を検討整理するためである。

「六月念誦」が説かれる「持明禁戒品」は漢訳において「秘密漫荼羅品」から「秘密八印品」までの秘密マンダラの構造や印相が説かれる章品に続いて編入されており、さらにその後「阿闍梨真實智品」において阿闍梨とは如何なるものかが説明される。

漢訳とチベット訳では章品の順序に異同がみられるが、内容に大きな相違はなく、秘密マンダラに関わる説示がなされる文脈の中に説かれたものとみられる。

よって秘密マンダラと「持明禁戒品」すなわち「六月念誦」とのあいだになんらかの関連が疑われる。しかし、本稿では「六月念誦」そのものの分析を目的としたため、その関係性の検証は大きく省くことになってしまった。このことは今後見直しを進めるつもりである。

さて「持明禁戒品」は章品冒頭の金剛手と大日世尊とのやりとりからわかるように禁戒の説明が主題となっている。そして、ここでいう禁戒とはいわゆる「六月念誦」である。

一方でこの章品での「禁戒」という用語の原語は vrata と確認された。この vrata の語義は様々あるが、後述するように「六月念誦」の内容から vrata を戒ととらえるのは困難といえる。

後代の著作において「六月念誦」は各月それぞれに壇(輪)と種子と自身とを相合させる観想行のような説明がなされている。

『六月成就秘訣』における解釈は真言教理に依っているようであり、金胎不二や六大の思想がみられる。『大日経疏』との次第の違いは僅かしか見られない。

『對受記』はいくつかの修法次第を併記したもので各次第間で相違がみられる。解釈説明などはなされて

おらず伝授録ともいえる。『大日経疏』にしても参考として記したものと考えられる。

本経をはじめ第一月から第四月まで観想を目的とした、印を結び節食をして念誦するといった所作を説明し、第五月以降ではその結果を示している。これにより、全体構造は修法と成就との二部構成として成り立っていたといえる。

いくつかの月で真言の持誦が説かれ、また、各月に共通して「輪」を観じる説明がされていることから、「六月念誦」全体は観想法としての儀礼、あるいは瑜伽の成就を目的とした三密行と見立てることができるだろう。

また、節食や絶食などの戒を思わせる指示もみられるが、それは全体から見ればわずかである。さらに第五月での「三菩提と等しく同じ」という成仏の示唆により、この月以降、戒といえるような記述はみられない。

「禁戒」という用語の原語である vrata の語義の多様性や、後世の著作による観想行としての扱いからも、漢訳における「禁戒」という用語を戒律と限定することはできないだろう。すなわち、禁戒(vrata)つまり「六月念誦」とは、観想行を主体とした宗教的儀礼であり、大日如来の五字明を観想する行法に安住することである。したがって、章品名の「持明禁戒」とは仏の明より生じたところの、行者が仏と同じ明を生じさせるための宗教的生活様式ともいえるだろう。

「六月念誦法」の「持明禁戒品」における説明は極めて簡素であり、おそらく本経中の他の修法の解説に大きく依るものがあると考えられる。本稿でそれらの比較にまで至らなかったのは大きな反省点であるが、今後は注釈書にもあげられている「五字嚴身觀」との関連を軸に他の儀礼との比較検討を進めていくつもりである。

註

- 1) 大塚伸夫『『大日経』の曼荼羅行』密教学研究 25
- 2) 正蔵 vol.39,753b9.
- 3) P.vol.77,192a2-3. 「དབང་ཆེན་གྱི་ནི་དངོས་པོ་ཡིས། ཞུས་བ་ནས། ལྷ་བ་གཞན་ལ་ཕན་ལུས་བརྗོད་བྱ། ཞུས་བའི་བར་ནི། གཞན་ནི་གང་དུ་བ་གྱིས་ལ་ལགས། ཞུས་བའི་ལན་ཏེ།」
- 4) 『大疏秘記集卷下』長谷寶秀、梶尾祥雲編。149- 以下『六月成就秘訣』
- 5) 正蔵 vol.75,106c-108b.
- 6) 正蔵 vol.75,54a5.
- 7) D.vol.31,214b5-216a3. 「གསང་བའི་དགྲིལ་འཁོར་དུ་གཟུང་པ་ལ་ འདུག་པའི་རིམ་པར་ཕྱེ་བརྒྱས་པ་」
- 8) D.vol.31,216a3-217a4. 「རིག་སྤྲེལ་གྱི་བརྒྱལ་ལུགས་རིམ་པར་

ཐུབ་རྒྱས་པ་」

- 9) 「月」という明記には、『大日経疏』(正藏 vol.39,753b20-23.)で解釈が加えられている。いわく、時月のことではなく成就の可否により期間を区切ることを「幾月」とする、とのことである。また『広釈』でも「6ヶ月間等には一致しない」(P.vol.77,194a2.)と説いている。本稿では便宜上「月」という言い表しかたを用いる。
- 10) 正藏 vol.39,751c12-19.
- 11) 遠藤祐純「禁戒 (vrata,brtul-stugs) —— 「大日経」 「金剛頂経」 を中心として ——」智山学報 19
- 12) 尸羅 śīla に対しては ལྷོ་ལྷོ་ལྷོ་ という訳語が用いられる。
- 13) P.vol.77,189b6. 「རིག་པའི་ཐུ་བ་ཞི་ཡང་དག་པའི་དོན་ཇི་ལྟ་བུ་བཞིན་དུ་རིག་པས་ནང་བཞིན་ཉིད་ཀྱི་ཡི་ཤེས་དང་དེ་ལས་ཐུད་པའི་སྤྲལ་དང་ཕྱག་རྒྱ་ལ་ཡང་ཐུལ་」
- 14) D.vol31,216a7.
- 15) 正藏 vol.18,37b14
- 16) 正藏 vol.39,788b17-19.
- 17) 正藏 vol.18,1b23-24.
- 18) 正藏 vol.75,107a12. 続く説明に慧和上の伝として va 字 (甲本に vam 字) とある。
- 19) 『金剛頂経瑜伽十八會指歸』と『大樂金剛不空眞實三摩耶經』を引証とするがどちらにも引用文と適合する箇所は確認できない。文脈をくんでのことと思われる。
- 20) この判断には禁戒の定義が必要となってくる。
- 21) 国譯一切経密教部 1,110 頁 3. 新国訳一切経密教部 1,127 頁 14. 豊山派両部大経上,150 頁 11. 等
- 22) 表中を参照のこと。